

最高裁秘書第1918号

令和7年6月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年5月29日に答申（令和7年度（最情）答申第5号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月1日（令和6年度（最情）諮詢第30号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（最情）答申第5号）

件名：裁判所ホームページにおいて個別の事件の事件番号等を公表するという運用によって、事件の当事者が不利益を被る可能性があるかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「裁判所HPの「最高裁判所開廷期日情報」において、個別の事件の事件番号、事案の概要及び口頭弁論期日を公表するという運用によって、当該事件の当事者が不利益を被る可能性があるかどうかを検討した際に作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年9月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を確かめてもらうために苦情の申出をする。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、本件開示申出文書の作成又は取得を要する事情がなく、實際にも

本件開示申出文書は作成又は取得していない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月1日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書の作成又は取得を要する事情がなく、実際にも作成し、又は取得していない旨説明する。最高裁判所が裁判所ウェブサイトの「最高裁判所開廷期日情報」において、個別の事件の事件番号、事案の概要及び口頭弁論期日を公表するという運用を行うに当たり、本件開示申出文書を作成し又は取得するまでの必要があるとはいえず、上記説明が特段不合理であるとはいえない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員川神裕